

新座市新型コロナウイルス等対策本部会議（第58回）

日時：令和4年5月31日（火）

午前9時～

場所：Web会議

次 第

1 開 会

2 議 題

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る国の交付金を活用した市独自の対策について

3 その他

・ マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて

・ 追加接種の進捗状況について

4 閉 会

市独自の新型コロナウイルス感染症対策について

1 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（原油価格・物価高騰分）について

- ・ 国において、コロナ禍における原油価格や電気・ガス料金を含む物価の高騰の影響を受けた生活者や事業者の負担の軽減を目的として、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が拡充され、「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」が創設された。
- ・ 本市への交付限度額は4億2,517万円として示された。

2 新たな新型コロナウイルス感染症対策の立案の基本的な考え方

- ・ 令和4年5月6日付け事務連絡により全庁照会を行い、当該回答結果等を踏まえ、検討した。
- ・ 個人・事業者を広く支援する事業に加え、原油価格の高騰により特に影響を受けている事業者を支援する事業を対象とした。

3 その他

- ・ 対象事業は、第2回市議会定例会の追加議案として補正予算を計上する予定。

★新座市感染症対策【第9弾】（案）

| No. | 所管名 | 交付対象事業の名称 | 事業の概要（①②③④を必ず明記） ①目的・効果（※1） ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等）（※2） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等） | 総事業費 （千円） ※千円未満切上げ |
|-----|----------------|-----------------|--|--------------------------|
| 1 | 市民生活部 産業振興課 | 地域応援ふ らすクーポン | ①市民の購買意欲の喚起及び地元業者の支援として、市内中小企業で使用可能な 5,000 円分のクーポンを全世帯に配布する。 <u>原油及び物価高騰の影響を踏まえ、第8弾実施事業の発行予定額(3,000円)に2,000円を増額し発行する。</u> ②クーポンの印刷、換金等 ③クーポン取扱店募集、クーポン作成、発送、換金業務委託 72,720,960 円、換金原資 286,650,000 円 ④市民及び市内の小規模小売事業者 ※増額分内訳 ・ <u>発送方法の変更（普通郵便→特定記録郵便）12,402千円</u> ・ <u>換金原資 2,000円×78,000×70%（換金率）×1.05（奨励金）114,660千円</u> | 127,062 |

| No. | 所管名 | 交付対象事業の名称 | 事業の概要（①②③④を必ず明記） ①目的・効果（※1） ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等）（※2） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等） | 総事業費 （千円） ※千円未満切上げ |
|-----|------------------|-------------|--|--------------------------|
| 2 | 学校教育部 学務課 | 給食費支援金 | ①物価高騰等に直面する保護者の負担を軽減するため、給食費1か月分支援し、その後、物価高騰分の給食費8か月分を支援する。 ②給食費支援金 ③106,786,200円 【内訳】 ・無償化分（小学校）：8,796人×4,000円×1か月=35,184,000円 ・無償化分（中学校）：4,186人×4,700円×1か月=19,674,200円 ・物価高騰分（小・中学校分）：12,982人×500円×8か月=51,928,000円 ④児童生徒 | 106,787 |
| 3 | インフラ整備部 水道業務課 | 水道事業会計繰出・補助 | ①上水道の基本料金を免除し、市民の負担軽減を図る。 ②一般世帯及び事業所等の水道料金の基本料金の免除（令和4年8月分から11月分まで） ③基本料金4か月調定分214,620千円+システム改修等に係る費用1,210千円=215,830千円（概算） ④新座市水道事業会計 | 215,830 |

| No. | 所管名 | 交付対象事業の名称 | 事業の概要（①②③④を必ず明記） ①目的・効果（※1） ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等）（※2） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等） | 総事業費 （千円） ※千円未満切上げ |
|-----|--------------|--------------------|--|--------------------------|
| 4 | 市民生活部 環境課 | 家庭ごみ収集運搬に係る燃料費支援事業 | ①原油価格高騰に直面する家庭ごみ収集運搬事業者を支援するため、燃料費の平均単価増額分を支援金として支給する。 ②家庭ごみ（可燃・不燃・リサイクル資源・粗大ごみ）収集運搬業者への支援金 ③6,180,000円 ④家庭ごみ収集運搬事業者 2者 | 6,180 |
| 5 | 市民生活部 環境課 | 集団資源回収事業に係る燃料費支援事業 | ①原油価格高騰に直面する集団資源回収事業協力事業者12者を支援するため、集団資源回収事業協力事業者への補助金について、資源ごみの回収量に応じて燃料費の平均単価増額分を増額する。 ②集団資源回収事業協力事業者補助金の増額 ③16,500,000円 ④集団資源回収事業協力事業者 12者（回収実績に応じて補助金を増額） | 16,500 |

| No. | 所管名 | 交付対象事業の名称 | 事業の概要（①②③④を必ず明記） ①目的・効果（※1） ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠（対象数、単価等）（※2） ④事業の対象（交付対象者、対象施設等） | 総事業費 （千円） ※千円未満切上げ |
|------------------------|------------------|----------------|--|--------------------------|
| 6 | 総合福祉部 障がい者福祉課 | 燃料費高騰による支援金の交付 | ①施設利用者の送迎等に係る燃料費高騰のため、支援金を支給する ②補助金 ③2,360,000円 ④障がい福祉サービスに係る事業所 | 2,360 |
| 7 | いきいき健康部 介護保険課 | 燃料費高騰による支援金の交付 | ①施設利用者等の送迎に係る燃料費高騰のため、支援金を支給する ②補助金 ③6,280,000円 ④介護サービスに係る事業所 | 6,280 |
| 対象とする事業の合計額（千円） | | | | 480,999 |

事務連絡
令和4年5月20日

各〔都道府県
保健所設置市
特別区〕衛生主管部（局）御中

各〔都道府県
市区町村〕保育主管部（局）御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
子ども家庭局

マスクの着用の考え方及び就学前児の取扱いについて

平素より、新型コロナウイルス感染症対策にご尽力頂きありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の基本的な感染対策として、マスクの着用は極めて重要であり、会話をする際等には マスクを着用していただくよう、様々な場面で国民の皆様をお願いしているところです。

このマスク着用に関しては、こういった場面で外してよいのかという声や、マスク着用が長期化する中で表情が見えにくくなることによる影響を懸念する声があります。また、これから気温・湿度が高くなる季節になるため、マスクを着用していると熱中症のリスクも高くなることが懸念されます。

令和4年5月19日の厚生労働省アドバイザリーボードにおいても、発達心理と保育の専門家からお話を伺うとともに、専門家有志から、屋外と子どものマスク着用についての考え方が示されました。

こうしたことを踏まえ、基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけを何ら変更するものではありませんが、今般、下記のとおり、

- ・身体的距離が確保できないが、会話をほとんど行わない場合のマスク着用の考え方を明確化するとともに、
- ・現在、オミクロン株の特徴を踏まえ、一時的に、対応を強化してきた保育所等における2歳以上の子どものマスク着用について、オミクロン株への対応以前の取扱いに戻すこととしましたので（概要については別紙参照）、内容について御了知の上、関係各所へ周知の程、御願い申し上げます。なお、周知に当たってのリーフレットを追ってお示しする予定です。

記

1. 屋外でのマスク着用について

- ・ ランニングなど離れて行う運動や、鬼ごっこのような密にならない外遊びなど、屋外で、2メートル以上を目安として他者との距離が確保できる場合はマスクを着用する必要はないこと。
- ・ 徒歩での通勤など、屋外で人とすれ違うことはあっても、会話はほとんど行わない場合は、マスクを着用する必要がないこと。
屋外であっても、近い距離で会話をするような場面では引き続き、マスクの着用を推奨すること。
- ・ 夏場については、熱中症になるリスクが高くなるので、上記のマスクを着用する必要はない場面では、マスクを外していただくことを推奨すること。

2. 屋内でのマスク着用について

- ・ 他者との距離が確保できており、会話がほとんどない場合は、マスク着用は必要ないこと。他方、会話を行う場合は、着用を推奨すること。
- ・ 距離が確保できない場合で、会話を行うときはマスクの着用を推奨すること。
加えて、通勤電車の中など距離が確保できない場合で、会話をほとんど行わないときについても、着用を推奨すること。

3. 子どものマスク着用について

- ・ 子どものマスク着用については、これまでも2歳未満については、マスク着用は奨めておらず、この取扱いに変更はないこと。
- ・ 2歳以上の就学前の子どもについては、オミクロン株への対応として、令和4年2月から、保育所等において、可能な範囲で、一時的にマスク着用を奨めてきたが、今般、この取扱いについて、2月の変更前の取扱いに戻すこと。
- ・ 具体的には、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めないこと。

なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者等の判断により、可能な範囲で、マスク着用を求めることは考えられること。この場合でも、マスク着用を無理強いすることにならないよう、追って、留意点を子ども家庭局保育課より保育主管部(局)に対しお示しする予定であること。

【問い合わせ】

(1及び2関係)

新型コロナウイルス感染症対策推進本部(戦略班)

Mail: variants@mhlw.go.jp

(3関係)

子ども家庭局保育課

Mail: hoikuka@mhlw.go.jp

マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて

- アドバイザリーボードで示された専門家の考え方（5/19）も踏まえ、以下のように対応する。
 - **基本的な感染対策としてのマスク着用の位置づけは変更しない**
 - **身体的距離が確保できないが、会話をほとんど行わない場合のマスク着用の考え方を明確化**
 - **就学前の児童（2歳以上）のマスク着用について、オミクロン株対策以前の取扱いに戻す**
- 引き続き、マスク着用を含めた基本的な感染対策（手指衛生や換気など）を徹底していただくとともに、こうしたマスク着用に関する考え方は、**リーフレット等を作成し、丁寧に周知・広報**を行う。

1. マスク着用の考え方

| | 身体的距離(※)が確保できる ※ 2 m以上を目安 | | 身体的距離が確保できない | |
|-------------|---|------------------------|-----------------------|------------------------|
| | 屋内(注) | 屋外 | 屋内(注) | 屋外 |
| 会話を行う | 着用を推奨する (十分な換気など感染防止対策を講じている場合は外すことも可) | 着用の必要はない 事例① | 着用を推奨する | 着用を推奨する |
| 会話をほとんど行わない | 着用の必要はない | 着用の必要はない | 着用を推奨する 事例③ | 着用の必要はない 事例② |

(注) 外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など

※夏場については、熱中症防止の観点から、屋外の「着用の必要はない」場面で、マスクを外すことを推奨。

※お年寄りと会う時や病院に行く時などハイリスク者と接する場合にはマスクを着用する。

事例①

- ・ランニングなど離れて行う運動
- ・鬼ごっこなど密にならない外遊び

事例②

- ・徒歩での通勤など、屋外で人とすれ違うような場合

事例③

- ・通勤電車の中

2. 小学校就学前の児童のマスク着用について

- **2歳未満（乳幼児）**は、引き続き、**マスク着用は奨めない**。
- **2歳以上**は、以下のとおり、オミクロン株対策以前の新型コロナウイルス対策の取扱いに戻す。

「保育所等では、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、**マスク着用を一律には求めない**。なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者等の判断により、可能な範囲で、マスクの着用を求めることは考えられる」

(注) 2歳以上については、本年2月の基本的対処方針の改訂時に、オミクロン株の特徴を踏まえた対応とし「保育所等では、発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、**可能な範囲で、一時的に、マスク着用を奨める**」としていた。

○ 追加接種の進捗状況について

(1) 4回目接種

- 法令改正等が行われ、5月25日（水）から実施されることとなりました。
- 本市では、第1弾として、5月24日（火）に接種券11,364通を発送しました。
- 18歳以上59歳以下の基礎疾患のある方等の4回目接種券の送付申請受付が、5月19日（木）から始まりました（受付方法：電話、郵送又は電子申請）。

【第3弾までの接種券発送スケジュール】

| | 対象者 (3回目接種日) | 接種券発送 | 予約開始 | 予約可能な接種日 |
|-----|-----------------|---------|--------------|-----------------|
| 第1弾 | ～12/31 | 5/24(火) | 6/1(水) | 6/2(木)～6/19(日) |
| | 1/1～1/30 | | 6/10(金)午前10時 | 6/11(土)～7/17(日) |
| 第2弾 | 1/31～2/13 | 6/7(火) | 6/22(水)午前10時 | 6/23(木)～7/31(日) |
| 第3弾 | 2/14～2/27 | 6/29(水) | 7/12(火)午前10時 | 7/13(水)～8/14(日) |

(2) 3回目接種

- 法令改正等が行われ、2回目接種から3回目接種までの間隔が、5か月以上に変更となりました（5月25日から）。
- 12月15日までに2回目接種をした方の接種券（約13万通）が送付済みとなっており、約9.6万人の方が3回目接種をしています。予約済みの方を含めると、10万人程度となり、希望する方への3回目接種は概ね目途がたったものと思われます。
- 12月16日以降に2回目接種をした方に対しては、1～2週間ごとに3回目用接種券を送付し、予約受付を行います（次回送付予定：1月3日までに2回目を接種した方に対し、6月3日（金）発送予定）。